

クロスコンプライアンス対象事業の考え方

1 対象とする事業の考え方

- 畜産局所管事業（alic 事業含む）
- 受益者が畜産経営者又は畜産経営者を含む集団（組合等）となる事業
- 受益者となる畜産経営者等を特定できる事業

2 対象としない事業の考え方

- 法律で事業対象が決まっている事業
（法律関連事業に紐づく事業も同様に対象外）
 - ・ 加工原料乳生産者補給金制度
 - ・ 肉用子牛生産者補給金制度
 - （alic）優良和子牛生産推進緊急支援事業
 - （alic）和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業
 - ・ 肉用牛肥育経営安定交付金制度
 - ・ 肉豚経営安定交付金制度
- 不特定多数の畜産経営者が受益者となる食肉施設等の施設整備、技術の開発・普及等、受益者が特定できない事業
- 災害や法定伝染病対応等の事業